

事務局説明資料

(第一種公衆電話設置基準について)

令和4年2月

第一種公衆電話の設置基準に係るメッシュについて(精査中)

○第一種公衆電話の設置基準緩和に伴い、メッシュ及び設置基準台数は現行の概ね1/3に減少

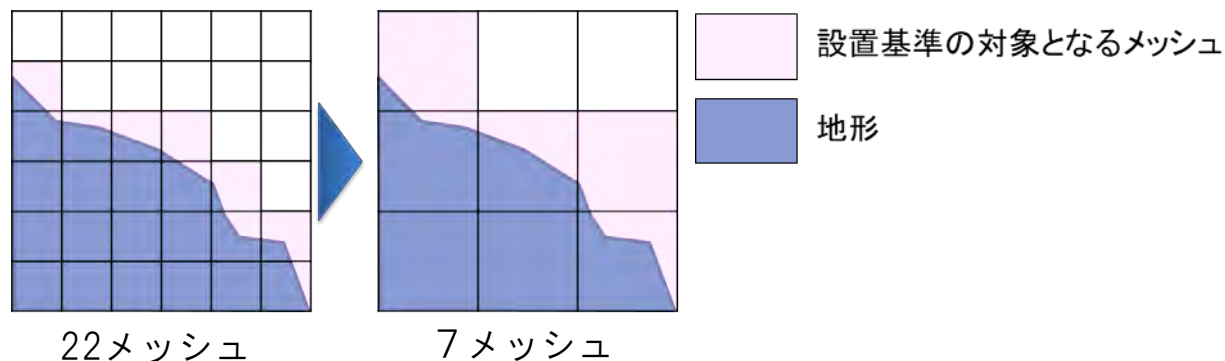
	現状	設置基準緩和
メッシュ数	242,205	約80,000(精査中)
設置基準台数	84,479台	約27,000台(精査中)

<メッシュ数比較> ※赤枠内は精査中であるため委員限り

都道府県	現行・メッシュ数	現行・設置基準台数	新・メッシュ数	新・設置基準台数	現在の設置台数	新・基準との乖離
全国	242,205	84,479			108,655	
東日本	115,140	41,259			57,983	
西日本	127,065	43,220			50,672	
東京都	4,853	4,169			14,596	
大阪府	5,290	3,899			6,609	

(参考) メッシュ数が1/4にならない理由

- ①地形の境界線上のメッシュの取扱い(市街地とその他の地域、世帯又は事業者が存在する地域とその他の地域との境界線も同様)
- ②市街地、世帯又は事業所が存在する地域のメッシュの変動



<参考> 第一種公衆電話の設置台数基準について

○平成17年総務省告示第1379号

(電気通信事業法施行規則第40条の6第2号の規定に基づき都道府県ごとの第一種公衆電話機の設置台数の基準を定める件)

都道府県ごとの第一種公衆電話機の設置台数は、次の表の上欄に掲げる都道府県ごとに、当該都道府県の市街地（最近の国勢調査の結果による人口集中地区をいう。以下同じ。）に係る統計に用いる標準地域メッシュおよび標準地域メッシュ・コード（昭和四十八年行政管理庁告示第百四十三号）第一項第二号に規定する二分の一地域メッシュの数及び当該都道府県の市街地以外の地域（世帯又は事業所が存在する地域に限る。）に係る同項第一号に規定する基準地域メッシュの数の合計数に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た数を下回らないものとする。

表（一部抜粋）

都道府県	率
東京都	〇・八五九
大阪府	〇・七三七

平成17年総務省告示第1379号については、下表のとおり改正予定（令和4年4月1日施行予定）

※現在意見募集実施中（令和4年2月3日～3月4日）

市街地		市街地以外の地域	
現在	改正後	現在	改正後
二分の一地域メッシュ (約500m四方)	基準地域メッシュ (約1km四方)	基準地域メッシュ (約1km四方)	2倍地域メッシュ (約2km四方)

※ 市街地：最近の国勢調査の結果による人口集中地区をいう。（直近の国勢調査の結果は平成27年国勢調査のもの）

※ 地域メッシュ：地域メッシュ統計（緯度・経度に基づき地域を隙間なく網の目（Mesh）の区域に分けて、統計データをそれぞれの区域に編成したもの）で用いられる区画。この区画には、1辺の長さが約1kmの基準地域メッシュや1辺の長さが約2kmの2倍地域メッシュ等がある。

○電気通信事業法（昭和59年法律第86号）

（基礎的電気通信役務の提供）

第七条 基礎的電気通信役務（国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして総務省令で定める電気通信役務をいう。以下同じ。）を提供する電気通信事業者は、その適切、公平かつ安定的な提供に努めなければならない。

（適格電気通信事業者の指定）

第百八条 総務大臣は、支援機関の指定をしたときは、基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者であつて、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、適格電気通信事業者として指定することができる。

一・二（略）

三 申請に係る基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲が総務省令で定める基準に適合するものであること。

2～5（略）

○電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）

（基礎的電気通信役務の範囲）

第十四条 法第七条の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げる電気通信役務（卸電気通信役務を含む。）とする。

一（略）

二 第一種公衆電話機（社会生活上の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点から市街地（最近の国勢調査の結果による人口集中地区をいう。）においてはおおむね五百メートル四方に一台、それ以外の地域（世帯又は事業所が存在する地域に限る。）においてはおおむね一キロメートル四方に一台の基準により設置される公衆電話機をいう。以下同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに該当するもの（前号に掲げるもの及び手動により通信の交換を行うものを除く。）

イ～ハ（略）

三・四（略）

（業務区域の範囲の基準）

第四十条の六 法第百八条第一項第三号の総務省令で定める申請に係る基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲の基準は、次の各号に掲げる基礎的電気通信役務の内容に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一（略）

二 第十四条第二号に掲げる基礎的電気通信役務 当該基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者の業務区域が存在する都道府県において、当該基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者が設置する第一種公衆電話機の設置の状況が、第十四条第二号に規定する設置基準を満たし、かつ、その設置台数が、別に告示で定める都道府県ごとの設置台数の基準に適合していること。

○平成17年総務省告示第1379号（電気通信事業法施行規則第40条の6第2号の規定に基づき都道府県ごとの第一種公衆電話機の設置台数の基準を定める件）

都道府県ごとの第一種公衆電話機の設置台数は、次の表の上欄に掲げる都道府県ごとに、当該都道府県の市街地（最近の国勢調査の結果による人口集中地区をいう。以下同じ。）に係る統計に用いる標準地域メッシュおよび標準地域メッシュ・コード（昭和四十八年行政管理庁告示第百四十三号）第一項第二号に規定する二分の一地域メッシュの数及び当該都道府県の市街地以外の地域（世帯又は事業所が存在する地域に限る。）に係る同項第一号に規定する基準地域メッシュの数の合計数に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た数を下回らないものとする。（表略）

○統計に用いる標準地域メッシュおよび標準地域メッシュ・コード（昭和48年7月12日行政管理庁告示第143号）

1 標準地域メッシュ

(1) 基準地域メッシュ

基準地域メッシュは、次に定める方法により作成する。

ア 全国の地域を1度ごとの経線ならびに偶数緯度およびその間隔を3等分した緯度における緯線とによって分割して第1次地域区画を作る。

イ 第1次地域区画を経線方向および緯線方向に8等分して第2次地域区画を作る。

ウ 第2次地域区画を経線方向および緯線方向に10等分して第3次地域区画を作り、これを基準地域メッシュとする。

(2) 分割地域メッシュ

分割地域メッシュは、辺の長さが基準地域メッシュの2分の1の地域メッシュ（以下「2分の1地域メッシュ」という。）、4分の1の地域メッシュ（以下「4分の1地域メッシュ」という。）および8分の1の地域メッシュ（以下「8分の1地域メッシュ」という。）とし、その作成方法は、次の表のとおりとする。

名称	作成方法
2分の1地域メッシュ	<u>基準地域メッシュを経線方向および緯線方向に2等分する。</u>
(略)	(略)

(3) 統合地域メッシュ

統合地域メッシュは、辺の長さが基準地域メッシュの2倍の地域メッシュ（以下「2倍地域メッシュ」という。）、5倍の地域メッシュ（以下「5倍地域メッシュ」という。）および10倍の地域メッシュ（以下「10倍地域メッシュ」という。）とし、その作成方法は、次の表のとおりとする。

名称	作成方法
2倍地域メッシュ	<u>第2次地域区画を経線方向および緯線方向に5等分する。</u>
(略)	(略)